

2011年8月26日

食品安全委員会事務局評価課 御中

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

放射性物質の食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見

【意見】

本審議結果(案)は、標題に反して、食品の摂取に伴う放射性物質による内部被ばくによる健康影響評価にはなっていません。また、「放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上」との判断は、その数値に関する科学的根拠に乏しく、独善的で、説明も不十分です。さらに、以下の各理由により、本審議結果(案)は妥当性を欠くものと判断せざるを得ず、審議のやり直しが必要と考えます。

【理由1】

本審議結果(案)では、「ヒトにおける知見を優先することとした」「疫学のデータを重視した」「累積線量によって健康への影響を検討することが妥当と判断した」とあります。そして、本審議結果(案)で示されているヒトにおける疫学データのうち、累積線量に基づくインドの高自然放射線線量地域での疫学データから、累積吸収線量 500 mGy 強においても発がんリスクの増加が見られなかった、すなわち生涯にわたるような慢性・反復の被ばくでは、累積の線量が 500 mSv であっても、被ばくしない場合と差がない可能性が示唆されています。それにもかかわらず、本審議結果(案)では、「放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上」となっています。ここで、生涯における累積線量として、疫学データで得られている『500 mSv』ではなく、『100 mSv』という数値をあえて採用した科学的根拠を示すべきではないでしょうか。

【理由2】

放射性物質の食品健康影響評価とするなら、食品安全委員会が評価した生涯 100 mSv に加えて、より高い線量についての健康影響予測も評価されるべきと考えます。影響がないと判断した 100 mSv だけでなく、より高い線量のリスクについても評価し、社会として許容できる健康影響の範囲内での管理について、リスク管理機関が対策を検討する情報も必要と考えます。

【理由3】

もし本審議結果(案)のとおり「生涯における累積線量で 100 mSv」とするならば、平均寿命を 80 歳として 1.25 mSv/年となります。現在の暫定規制値は、5mSv/年を基準に作られています。それよりさらに 4 倍も厳しくする根拠を示すべきではないでしょうか。

【理由4】

本審議結果(案)で示されている、広島・長崎の被爆者における疫学データの線量は、原爆被爆時の急照射による線量であり、生涯の累積線量ではありません。もし、広島・長崎の被爆者のデータに基づくなら、DDREF の補正值:2 などを採用し、「放射線による影響が見いだされているのは、生涯の累積線量として 200 mGy または 0.4 Gy」などとすべきではないでしょうか？ それにもかかわらず本審議結果(案)では、「放射線による影響が見いだされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上と判断した。」とあります。本審議結果(案)

のどこに、その判断の理由と根拠となるデータが述べられているのでしょうか。根拠なく数字を出したのであれば、そのような本審議結果（案）を受け入れることはできません。

【理由5】

生涯線量について、どのように生涯にわたって線量を把握していくのかという現実的な視点が無いため、国民には大変分かりづらいです。通常的一般生活において生涯にわたって受ける放射線量のうち、食品の摂取にともなう線量とそれ以外の線量をどのように区別するか示されていないので、食品中の放射性物質に関する健康影響評価になっておらず、これをもとに食品中の放射性物質に関するリスク管理をどのように行えばよいのか全く分かりません。少なくとも、3月11日以降の福島県あるいはそれ以外の地域における現存被ばく状況を踏まえた何らかのモデルを具体的に示すべきではないでしょうか。

以上